

令和5年第3回山北町議会定例会の経過 (9月13日)

議長 皆様、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、認定第1号 令和4年度山北町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第11、認定第11号 令和4年度山北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 異議なしと認めます。

本件については、決算特別委員会に付託してありましたので、決算特別委員会の審査報告を委員長よりお願いいたします。

議席番号10番、遠藤和秀決算特別委員会委員長。

10番 遠藤 決算特別委員会審査報告書(一般会計、特別会計、水道事業会計)。

令和5年9月8日、11日の両日午前9時から議場において、8日は委員10名、11日は委員11名及び議長、町長、副町長、教育長、関係課長等の出席を得て、令和5年9月5日の本会議で委員会に付託された認定第1号から認定11号について審査しましたので、その審査経過並びに結果を報告します。

初めに、審査結果について報告します。

認定第1号 令和4年度山北町一般会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第2号 令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第3号 令和4年度山北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第4号 令和4年度山北町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第5号 令和4年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計歳入歳出決算

認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第6号 令和4年度山北町山北財産区特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第7号 令和4年度山北町共和財産区特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第8号 令和4年度山北町三保財産区特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第9号 令和4年度山北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第10号 令和4年度山北町商品券特別会計歳入歳出決算については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第11号 令和4年度山北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、全員賛成で可決及び認定すべきものと決しました。

続いて、審査における主な質疑等について報告します。

委員。町税の収入未済額に対する今後の取組は。また不納欠損額が前年度に比べ減少している要因は。

町。令和3年度に神奈川県から短期派遣職員と対象案件を整理した関係で、令和4年度の不納欠損の件数、金額が抑えられた。今後も未納額が少ないうちに、速やかに納めていただけるように努めていく。

委員。農業人材力強化総合支援事業補助金について、事業の内容と補助金対象となる要件は。また、町内の若い農業者に対し、町としての支援策はあるのか。

町。農業次世代人材投資事業として、認定新規就農者への国からの支援事業で、5年間で最大750万円が支援される。今回の対象者は平成30年度から令和5年度まで支払われる。若い農業者の支援として、農業委員会が中心となり、耕作放棄地の所有者に対しアンケートを実施し、その情報を新規就農者や規模拡大を希望している方に情報提供を行っている。また、県が開催する新規就農相談会に町のブースを設け、情報提供を行っている。

委員。地方創生推進交付金はDX交付金として国から交付されたものであると思うが、デジタル田園都市国家構想交付金にはほかにもいろいろなメ

ニューがある。山北町は交付金を取得していく姿勢が薄いように感じられるが、今後の取組状況は。

町。洒水の滝PR動画作成として、観光協会へ補助金を支出した。デジタル田園都市国家構想交付金については、町全体でDXをどのように取り組んでいけばよいかをしっかりと定め、進めていきたいと考えている。また、DXの推進に当たっては、システム等を導入後、かかる費用も含めて検討し、取り組んでいく必要があると考えている。

委員。ふるさと応援寄附金の利益が50%を切っているが、令和4年度以前の状況は。

町。ふるさと納税の受領証明や、ワンストップ特例の業務が入ると、経費は50%を確実にオーバーしてしまうため、収入は50%を下回る。平成27年にワンストップ制度が始まって以来状況は同じである。これまで国の制度の中で費用の対象外にされていた。令和5年10月からは、これら経費を含めて50%以内という形になる。

委員。総合計画策定事業の進捗状況は。

町。令和4年度と5年度で第6次総合計画を策定している。計画期間は、令和6年度から10年間で、策定に当たっては、外部委員による審査会と、庁内会議の二つの会議体制で検討している。総合計画は大きく分けて、基本構想と基本計画があり、現在は基本構想を詰めている状況で、9月の全員協議会で議会説明する予定である。また、町民アンケートやワークショップの開催などで意見を伺っており、内容については今後ホームページ等で公開していく。

委員。生活交通対策事業について。令和3年度、4年度にデマンドタクシー実証実験を行ったが、その後、公共交通の将来計画について、新たな地域公共交通のビジョンやランドデザインはあるか。また、町内交通だけでなく、近隣自治体と広域的に検討していくことも必要ではないのか。

町。令和4年度に地域公共交通会議を立ち上げ、現在町が実施している生活交通対策について、改善していく方向で議論を進めるとともに、町民アンケートの実施を検討している。公共交通施策については、今は各自治体が単独で実施している状況だが、最近では、会議の場においても広域的に取り

組めないかといった話が出てくるようになった。デマンドタクシーの試行運行では、足柄上病院まで運行した。今後、実際にそのような運行ができるように、また、隣町と一緒に運行するといったことも実現できるよう努めていきたいと考えている。

委員。野生動物等保護管理事業について、ヤマビルと猿の対策等の内容は。またヤマビル駆除剤の配布先は。

町。主なものは駆除剤購入費で、それ以外は現地調査の謝礼や駆除剤散布の委託料、熊の捕獲檻購入費になる。配布は自治会要望や自治会長の方から目撃情報等をいただいた中で、現地確認等をしながら16自治会に配布している。

委員。地球温暖化防止対策推進事業並びに、再生可能エネルギー導入推進事業の進捗状況は。また清水地区に太陽光発電を考えていきたいとのことであったが、進捗状況は。

町。地球温暖化防止対策事業については、法に基づく地球温暖化実行計画に従い、役場から排出されるCO<sub>2</sub>の削減を推進しており、4年度は、990トンの排出量となった。再生可能エネルギーについては、庁内の再生可能エネルギー検討会議において、導入の可能性等を協議しているところである。また、清水地区への太陽光発電については、現時点で具体的な進捗はないが、ただ単に太陽光だけでなく、山北に最適な再生エネルギー導入を考えていきたい。

委員。町道尺里橋中里線拡幅工事の完成予定は。

町。電柱移転は9月末には動かせると思う。その後拡幅した前後の箇所  
の施工は年内を予定している。

続いて、福祉教育常任委員会所管における一般会計について報告します。

委員。スポーツ広場使用料の内訳は。コロナ禍で利用状況等に変更はあったか。

町。使用料は町内団体が無料で、町外団体はナイター使用料のみを負担している。新型コロナウイルスの流行以降は町外団体の登録が増え、町内団体の利用予約が取りづらい状況になっている。今後、町外団体からは日中の使用料も徴収するなど、町内団体の方々が使いやすいように検討したい。

委員。保育園、認定こども園、教育使用料の延長保育料とあるが、どういった場合に延長保育料が発生するのか。今後、延長を緩和して町で負担するといった政策はあるのか。

町。保育園、こども園の延長保育は、短期間保育に認定されている時間以上の保育を希望されている場合で、幼稚園は基本午後2時で降園になり、それから2時間延長できるという制度がある。令和3年度と比べると増加している状況で、保護者の労働時間によって保育時間を決めており、今の制度を変える検討はしていない。

委員。お試し住宅活用事業の令和4年度の実績と評価は。

町。利用人数は非常に増えている状況であるが、移住につながった実績は、令和4年度に関してはなし。利用された方々に、空き家の見学ツアーや、移住セミナーを案内し、その後、関係人口につなげている。

委員。東山北1000まちづくり基本計画推進事業では、みずかみテラスが完成して1年になる。完成した後の入居者の状況は。また周辺住民の方の反応やコミュニティの形成はどうか。

町。25戸の住宅に対し満室の状況で、21世帯が町外の方、4世帯が町内の方となっている。イベントを通じて周辺住民との交流を図ったこともあり、苦情やトラブルがあったという話は聞いていない。

委員。放課後児童クラブ事業は、令和3年10月から委託されているが、受注者に対して、町が行う指導、チェック体制は問題ないのか。また、夏休み期間中の児童クラブにおける給食の提供を国で推進しており、他市町村での導入事例もあると承知している。山北町は今後どうする予定か。

町。受注者は、他の市町村でも実績豊富な受託専門的な知識を持った会社ということで、毎月ミーティングや研修事業報告書のチェックなどで十分な管理体制で行っている。給食に関しては、他町では給食センターで調理したものを配送している事例もあるが、課題も多々ある中、山北でも可能なか学校給食の無償化等も併せて検討していく。

委員。生活困窮世帯支援について、実績や状況は。

町。定期的に支援している方が若干名おり、就労ができなくなったことが主な要因であり、実績としては昨年より減少している。継続的に支援も含

め、県の家計改善支援事業等につながっているが、個々の事情により、根本的な解決につながらないケースもあるが、本制度の食料支援が入り口となり、生活困窮を把握するための重要な事業と捉えている。

委員。母子保健事業について、産後ケアや妊婦タクシー等、様々なサービスで支援しているが、根本的な問題として、足柄上地区に産科医療機関がほとんどないということが問題である。県でも、昨年度から新しく産科を経営する場合の補助金が創設され、秦野市では新たにできた実績もある。町だけではなく、足柄上地区全体で連携して検討すべきではないか。

町。毎年県に対する施策に要望において、足柄上郡5町として足柄上病院の産科を再開してもらいたいと何度も要望してはいるが、県の回答は産科については、小田原市立病院が分担するという考えである。町としては今後とも粘り強く要望を続けていく。

続いて、特別会計について報告します。

委員。現在の下水道事業の課題は。

町。令和4年度に下水道使用料の料金改定をしたが、酒匂川流域下水道の負担金が増額しているため、今後は不透明な状態となっている。

委員。水道事業において、水源探査の結果はどうか。

町。水源探査結果を受け、令和5年度において、電気探査を実施し、水源の深さなど測定する。中川地区と谷ヶ地区を予定している。

委員。国民健康保険事業特別会計において、令和3年度に積み立てた基金を僅か1年で切り崩した。足りないときに使う基金と思うが、今後の国保の財政運営についてどう考えているのか。

町。令和3年度に、コロナにより、受診控えが生じた結果、医療費がかからず、基金を840万円積み立てることができた。基金は足りなくなったときに補うものなので、取崩しについては全く問題ないと判断している。ただし、1年で全額切り崩すことになった事実と、国保会計が10億円を超える中で、令和4年度の繰越金は僅か36万円しか確保できなかった事実が現在の国保財政を如実に表していると思っている。今後は令和6年度から、国保税の改定をせざるを得ないと考えている。

以上で報告を終わります。

- 議 長 認定第1号から認定第11号に対する決算特別委員会の審査報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。
- 質疑ございませんか。
- 質疑がないので、ここでまず認定第1号 令和4年度山北町一般会計歳入歳出決算認定について、討論のある方はどうぞ。
- 討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。
- (「異議なし」の声多数)
- 議 長 御異議ないので、日程第1号について、採決いたします。
- 本案件に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- (全員挙手)
- 議 長 挙手全員。よって、認定第1号は原案どおり認定されました。
- 続いて、認定第2号、令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑のある方はどうぞ。
- 質疑がないので認定第2号について討論のある方はどうぞ。
- 討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。
- (「異議なし」の声多数)
- 議 長 御異議がないので採決いたします。
- 本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- (全員挙手)
- 議 長 挙手全員。よって、認定第2号は原案どおり認定されました。
- 続いて、認定第3号 令和4年度山北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、質疑のある方はどうぞ。
- 質疑がないので、認定第3号について討論のある方はどうぞ。
- 討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。
- (「異議なし」の声多数)
- 議 長 御異議がないので採決いたします。
- 本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手お願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、認定第3号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第4号 令和4年度山北町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので認定第4号について討論のある方はどうぞ。  
討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので採決いたします。  
本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。  
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、認定第4号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第5号 令和4年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので認定第5号について討論のある方はどうぞ。  
討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので採決いたします。  
本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。  
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、認定第5号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第6号 令和4年度山北町山北財産区特別会計歳入歳出決算認定について、質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので認定第6号について討論のある方はどうぞ。  
討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので採決いたします。  
本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。  
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。



(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、認定第6号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第7号 令和4年度山北町共和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので認定第7号について討論のある方はどうぞ。  
討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので採決いたします。  
本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。  
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、認定第7号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第8号 令和4年度山北町三保財産区特別会計歳入歳出決算認定について、質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので認定第8号について討論のある方はどうぞ。  
討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので採決いたします。  
本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。  
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、認定第8号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第9号 令和4年度山北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので認定第9号について討論のある方はどうぞ。  
討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので採決いたします。  
本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。  
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、認定第9号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第10号 令和4年度山北町商品券特別会計歳入歳出決算認定について、質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので認定第10号について討論のある方はどうぞ。  
討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので採決いたします。  
本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。  
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、認定第10号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第11号 令和4年度山北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので認定第11号について討論のある方はどうぞ。  
討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので採決いたします。  
本案に対する決算特別委員会委員長の報告は可決及び認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、認定第11号は原案どおり可決及び認定されました。  
次に、日程第12、議案第46号の山北町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第46号 山北町教育委員会委員の任命について。  
次の者を山北町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、佐藤直美。住所、山北町中川728番地。生年月日、昭和36年11月13日。任期、令和5年10月1日から令和9年9月30日。

提案理由でございますが、現山北町教育委員会委員の佐藤直美氏は、令和5年9月30日をもって任期満了となります。引き続き同氏を任命したいので提案するものです。

議 長 説明が終わりましたので、議案第46号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので議案第46号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第46号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第47号 山北町山北財産区管理委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長

町 長 議案第47号 山北町山北財産区管理委員会委員の選任について。

次の者を山北町山北財産区管理委員会委員に選任することについて、山北町山北財産区管理委員会条例第3条の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、瀬戸成美。住所、山北町山北1090番地の5。生年月日、昭和24年8月4日。

石川喜英。山北町山北82番地。昭和33年2月21日。

鈴木雄三。山北町山北463番地。昭和22年3月10日。

原博志。山北町岸1082番地。昭和23年7月23日。

野地晴彦。山北町岸1678番地の5。昭和30年8月28日。

高杉光男。山北町向原1517番地。昭和23年3月2日。

瀬戸雅弘。山北町向原1394番地。昭和27年8月21日。

任期、令和5年9月25日から令和9年9月24日。

提案理由でございますが、山北町山北財産区管理委員会委員は、令和5年9月24日をもって任期満了となるため、山北、岸及び向原の各連合自治会の推薦に基づき、山北財産区管理委員会委員を選任したいので提案するものです。

議 長 説明が終わりましたので、議案第47号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので議案第47号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第47号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第48号 山北町共和財産区管理委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第48号 山北町共和財産区管理委員会委員の選任について。

次の者を山北町共和財産区管理委員会委員に選任することについて、山北町共和財産区管理委員会条例第3条の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、岩本雄二。住所、山北町皆瀬川105番地。生年月日、昭和36年7月19日。

井上基仁。山北町皆瀬川109番地。昭和27年9月1日。

大野博世。山北町皆瀬川934番地。昭和25年7月28日。

江上徹。山北町皆瀬川916番地。昭和25年11月1日。

濱田登志郎。山北町皆瀬川909番地。昭和29年5月5日。

岩本宜夫。山北町都夫良野593番地。昭和22年10月18日。

小澤功。山北町都夫良野620番地。昭和31年4月9日。

任期、令和5年9月25日から令和9年9月24日。

提案理由でございますが、山北町共和財産区管理委員会委員は、令和5年9月24日をもって任期満了となるため、共和連合自治会の推薦に基づき、共和財産区管理委員会委員を選任したいので提案するものです。

議 長 説明が終わりましたので、議案第48号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので議案第48号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第48号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第49号 山北町三保財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によりまして、児玉洋一議員の退場を求めます。

(児玉議員退席)

議 長 提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第49号 山北町三保財産管理委員会委員の選任について。

次の者を山北町三保財産区管理委員会委員に選任することについて、山北町三保財産区管理委員会条例第3条の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、佐藤光重。住所、山北町中川721番地。生年月日、昭和30年10月1日。

高橋義雄。山北町中川566番地。昭和23年8月23日。

児玉洋一。山北町中川240番地口号。昭和48年12月5日。

豊田里己。山北町神尾田759番地の5。昭和33年10月26日。

稲葉一夫。山北町中川215番地18。昭和40年3月23日。

三尋木延幸。山北町玄倉390番地。昭和21年5月31日。

磯田正光。山北町玄倉305番地。昭和33年11月27日。

任期、令和5年9月25日から令和9年9月24日。

提案理由でございますが、山北町三保財産管理委員会委員は、令和5年9月24日をもって任期満了となるため、三保連合自治会の推薦に基づき、三保財産区管理委員会委員を選任したいので提案するものです。

議 長 説明が終わりましたので、議案第49号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので議案第49号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

挙手多数……。いいですか。

じゃあ、もう一度挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第49号は原案どおり同意することに決定いたしました。

ここで、児玉洋一議員の入場を認めます。

(児玉議員着席)

議 長 日程第16、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので別紙のとおり、議員を派遣することにいたします。

なお、閉会中変更があった場合は、議長にお任せ願いたいと思います。

日程第17、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長

御異議がないので議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、全日程を終了しましたので、令和5年度第3回山北町議会定例会を閉会いたします。

なお、10時10分より、全員協議会を開催しますので、401会議室にお集まりください。お疲れさまです。

(午前9時52分)